

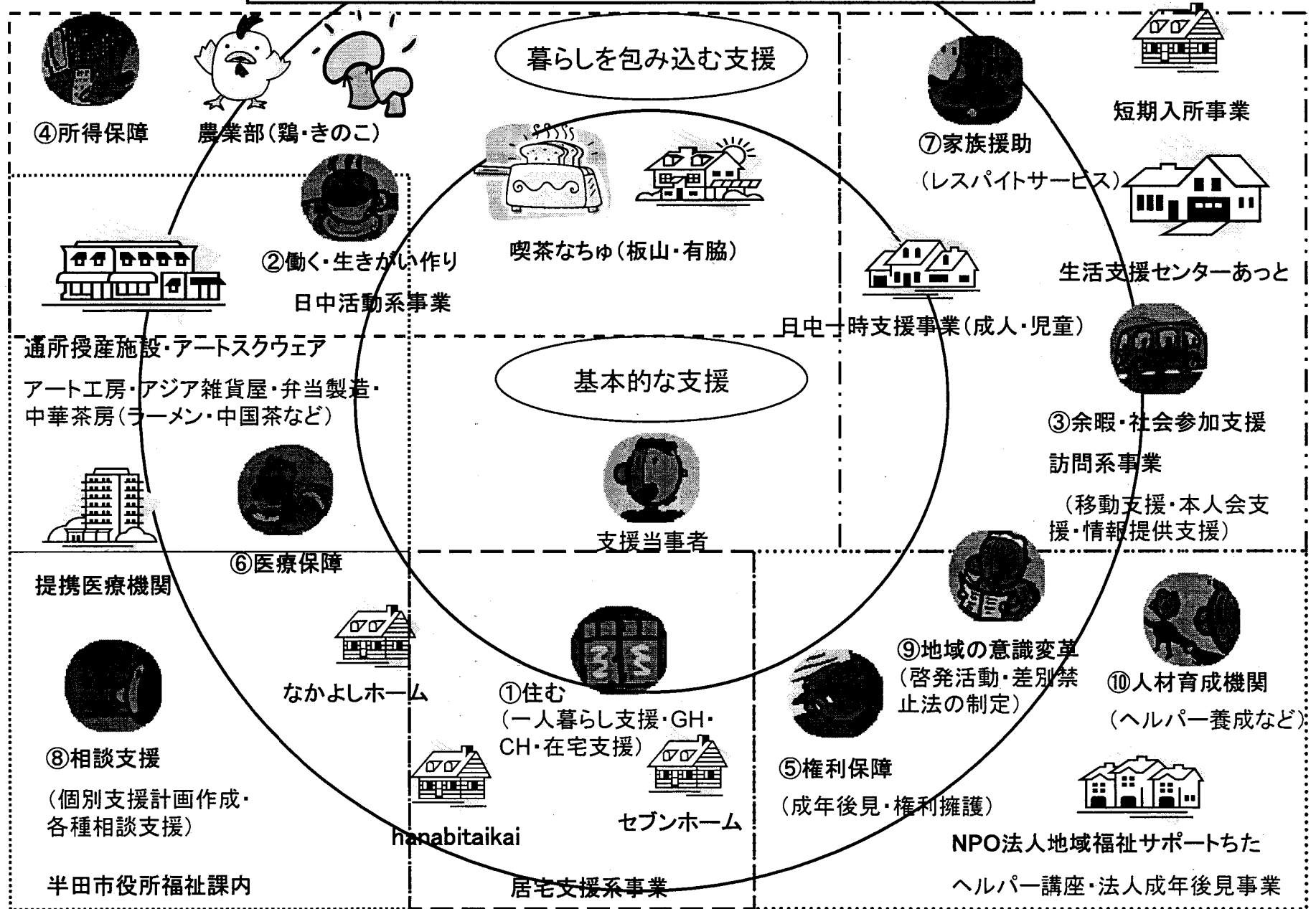
障害者の地域生活支援の全国 ネットワークを創る

戸枝 陽基（とえだ ひろもと）

社会福祉法人 むそう 理事長

NPO法人全国地域生活支援ネットワーク 事務局長

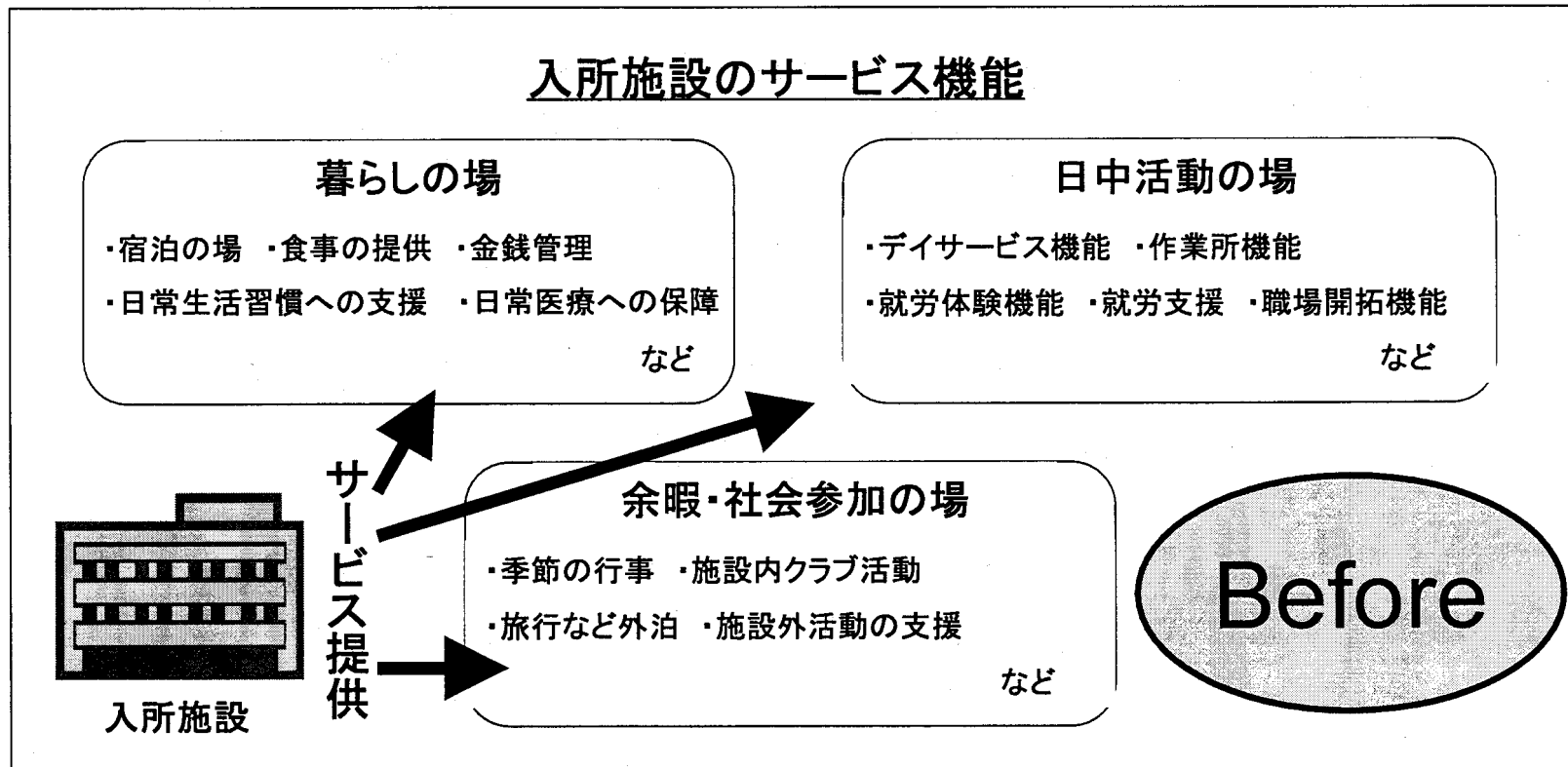
むそら・ふわりの地域生活支援システム図



障害者自立支援法の概要

入所施設(ハード)中心の福祉から・・・

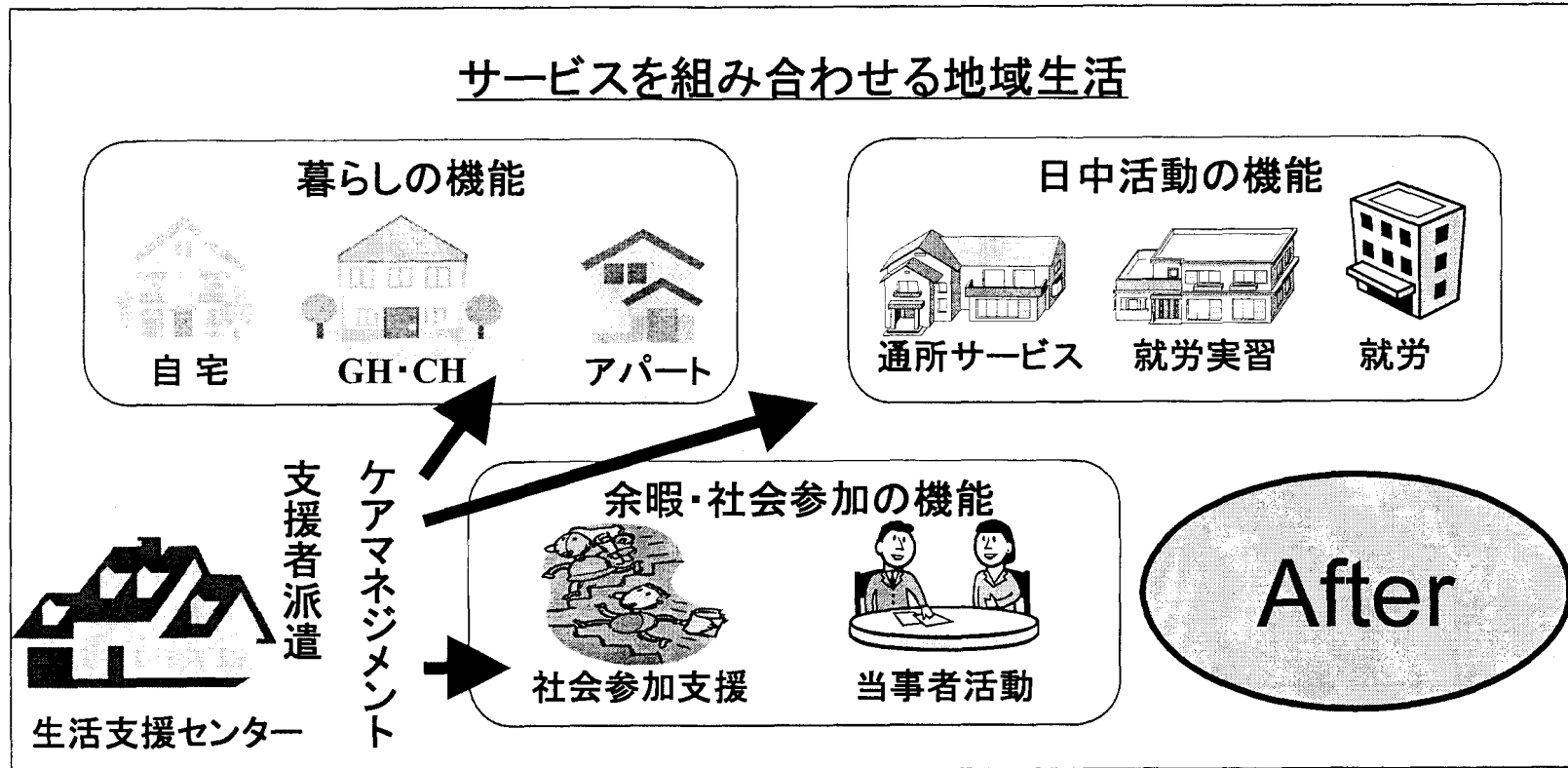
入所施設(旧:入所更生施設・入所授産施設など)の
持っている機能を整理すると・・・



入所施設(旧:入所更生施設・入所授産施設など)は、
大きく分けて、3つの機能に分かれていることがわかる！

ハードの福祉からソフトの福祉へ！

入所施設のサービス機能を地域の福祉サービスの中から選択し、
組み合わせて利用する「ケアマネジメント生活」になります



入所施設3つの機能がソフトのサービスに変わり身近なところにあるとしたら？

必要なサービスを一緒に考えてくれる地域生活支援センターがあるとしたら？

ケアプランで生活を組み立てる

	朝	昼	夕
月	ケアホーム	生活介護	ケアホーム
火		生活介護	
水		生活介護	
木		生活介護	
金		生活介護	
土		行動援護：社会参加	
日		訪問：身体介護	

ひと目でわかる！区分とサービスの関係

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
ホームヘルプ							
行動援護 (5時間まで)					行動関連項目の合計点10点以上		
移動支援	市町村判断で 利用可能				市町村判断で利用可能		
重度訪問介護 (3時間以上)					二肢以上に麻痺がある 認定項目のうち歩行・移乗・排尿・ 排便がいずれもできる以外		
就労移行・継続	市町村判断で 利用可能						
生活介護							
施設入所支援				50歳以上の場合 区分3から			
ケアホーム							
グループホーム	市町村判断で 利用可能						

重度包括支援 区分6 かつ

- ・四肢に麻痺があり呼吸管理がいるor最重度知的障害
- ・行動関連項目15点以上のもの